

保育料徴収規則の改正について

本市では、国が示す保育料基準に基づいて市の保育所保育料を決定していますが、国では本年度中、次の改正を予定しています。

1 第1階層定義の拡大

国の階層区分、第1階層の定義では、現在、生活保護法による被保護世帯について、保育料の月額が0円となっていますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の扱いとするよう、改正を行うこととしています。(図1参照)

2 多子軽減の拡大

保育所保育料の多子軽減の取り扱いについて、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園、認定こども園を利用している児童については、第2子以降の保育所保育料を軽減しておりますが、国では、今年度新たに兄弟が特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用する就学前児童についても、その利用の対象とし、軽減の対象とするものです。(図2参照)

以上のことから、長野市保育料徴収規則については、国の保育所徴収金基準額表の改正について通知があり次第、改正するものとし、その適用についても国と同様の取り扱いとするものです。

(図1) 第1階層定義の拡大
(改正前)

階層区分	A	
定義	生活保護法による被保護世帯	
保育料額 (月額)	3歳未満児の場合	0円
	3歳以上児の場合	0円

(改正後)

階層区分	A	
定義	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
保育料額 (月額)	3歳未満児の場合	0円
	3歳以上児の場合	0円

(図2) 多子軽減の拡大

【例1】

(改正前)

	保育所	該当施設
第1子		
第2子	全額	
第3子	半額	

(改正後)

	保育所	該当施設
第1子		
第2子	半額	
第3子	無料	

【例2】

(改正前)

	保育所	該当施設
第1子		
第2子		
第3子	全額	

(改正後)

	保育所	該当施設
第1子		
第2子		
第3子	無料	

該当施設は、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス